

資料編

目 次

1	条例・要領等	1
	(1) 印西市国民保護協議会条例	1
	(2) 印西市国民保護協議会運営要領	2
	(3) 印西市国民保護協議会委員	4
	(4) 印西市国民保護対策本部及び印西市緊急対処事態対策本部条例	6
2	印西市の概況	8
	(1) 市の地形	8
	(2) 市の人口分布	9
	(3) 市の道路網・鉄道網	10
3	関係機関一覧表	11
	(1) 一部事務組合	11
	(2) 県	12
	(3) 指定地方行政機関	14
	(4) 自衛隊	15
	(5) 原子力規制委員会	15
	(6) 指定公共機関	16
	(7) 指定地方公共機関	18
	(8) その他の機関	19
	(9) 近接市町	20
4	国民保護法に基づく印西市の避難施設	21
5	様式	23
	(1) 被災情報の報告様式	23
	(2) 安否情報省令様式第1号 安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)	24
	(3) 安否情報省令様式第2号 安否情報収集様式(死亡住民)	25
	(4) 安否情報省令様式第3号 安否情報報告書	26
	(5) 安否情報省令様式第4号 安否情報照会書	27
	(6) 安否情報省令様式第5号 安否情報回答書	28

6 避難実施要領	2 9
（1）印西市域内避難	2 9
（2）印西市域外避難	3 3
（3）屋内避難	3 7
（4）最小限様式	3 9

1 条例・要綱等

〔協議会関係〕

(1) 印西市国民保護協議会条例(平成18年6月30日印西市条例第18号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定により、印西市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40名以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 印西市国民保護協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市国民保護協議会条例(平成18年条例第18号。以下「条例」という。)第6条の規定により、印西市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(議事日程)

第3条 会長は、協議会の開催日時、議題等を記載した議事日程を定め、協議会開催日の1週間前までに委員(専門委員を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議事日程を変更することができる。

(委員の権限委任)

第4条 委員がやむを得ない理由により、会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該会議において、印西市情報公開条例(平成12年条例第24号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合

2 会議の公開又は非公開の決定は、会長が協議会に諮って行うものとする。

(会議開催の事前公表)

第6条 会議の開催については、開催予定日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。

(1) 会議名、開催日時及び開催場所

(2) 傍聴者の定員及び傍聴者の決定方法

(3) 問い合わせ先

(4) その他必要な事項

2 会議開催の公表は、行政資料室に配置し、市民の閲覧に供する等により行うものとする。

(会議の傍聴)

第7条 協議会の傍聴については、別に定める「印西市国民保護協議会傍聴要領」によるものとする。

(会議録の作成等)

第8条 会長は、会議終了後、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した会

議録を作成するものとする。

- (1) 会議名、開催日時及び開催場所
- (2) 出席者
- (3) 議題
- (4) 会議概要及び審議経過
- (5) その他協議会が必要と認める事項

2 会議録は、会長が指名する者の署名をもって確定するものとする。

(準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、条例第5条に規定する部会について準用する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月6日から施行する。

(3) 印西市国民保護協議会委員

区 分	委 員
第1号委員 (指定地方行政機関)	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長
	農林水産省関東農政局千葉地域センター長
第2号委員 (自衛隊)	陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊長
第3号委員 (千葉県)	千葉県印旛地域振興事務所長
	千葉県印旛土木事務所長
	千葉県印旛健康福祉センター長
	千葉県印旛農業事務所長
	千葉県水道局船橋水道事務所千葉ニュータウン支所長
	千葉県企業庁地域整備部ニュータウン・内陸建設事務所長
	千葉県印西警察署長
第4号委員 (副市長)	印西市副市長
第5号委員 (教育長、消防長)	印西市教育委員会教育長
	印西地区消防組合消防長
第6号委員 (市)	印西市総務部長
	印西市企画財政部長
	印西市市民部長
	印西市環境経済部長
	印西市健康福祉部長
	印西市都市建設部長
	印西市水道部長
	印西市教育委員会教育部長
第7号委員 (指定地方公共機関)	東日本旅客鉄道(株)千葉支社湖北駅長
	北総鉄道(株)ニュータウン中央管区駅務区長
	東日本電信電話(株)千葉支店長
	東京電力(株)成田支社長

区 分	委 員
	成田赤十字病院長
	日本医科大学千葉北総病院院長
	東京ガス(株)千葉支社副支社長
	(一社) 千葉県バス協会専務理事
	日本郵便(株)印西郵便局長
第 8 号委員 (有識者等)	印西市消防団長
	印西市市医代表
	(社) 印旛郡市歯科医師会代表
	(一社) 印旛郡市薬剤師会印西支部代表
	印西市町内会自治会連合会長
	(株)千葉ニュータウンセンターケーブルテレビ部長
	(株)広域高速ネット二九六取締役技術本部長
	社会福祉法人印西市社会福祉協議会事務局長
	印西市赤十字奉仕団委員長
	印西市民生委員児童委員協議会代表

(4) 印西市国民保護対策本部及び印西市緊急対処事態対策本部条例（平成18年6月30日印西市条例第17号）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、印西市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び印西市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及び第2条第4項に規定する職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

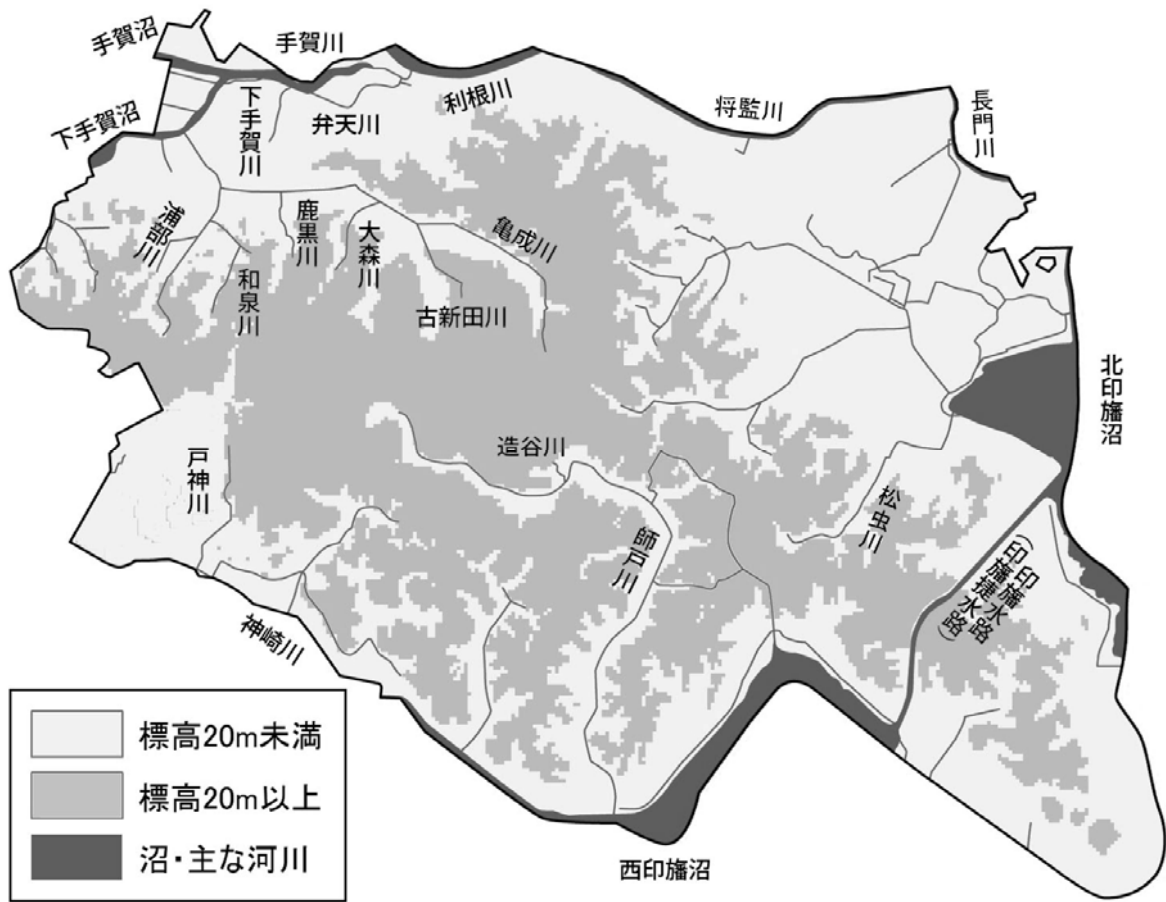
(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、印西市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 印西市の概況
(1) 市の地形

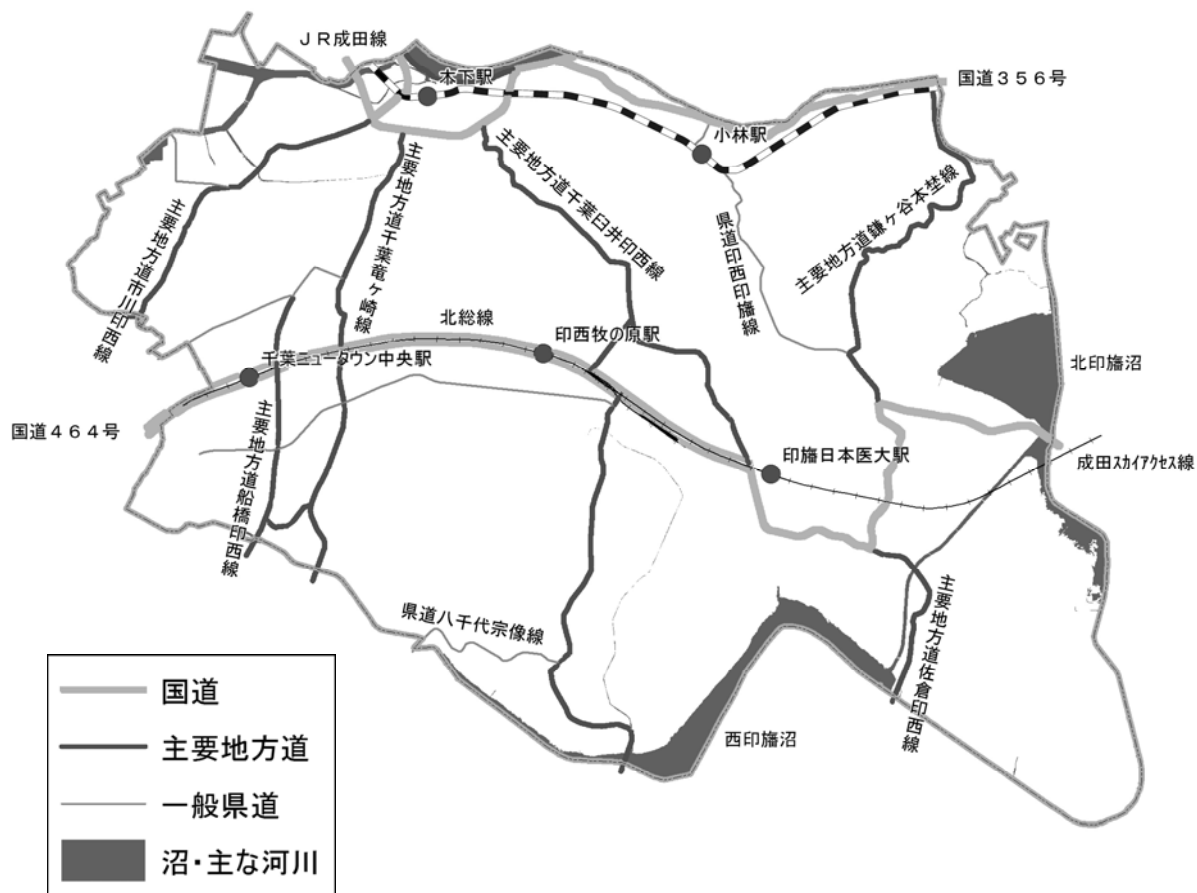


(2) 市の人口分布

地区名	世帯数	人口		
		男	女	計
木下地区	2,750	3,399	3,436	6,835
大森地区	2,473	2,767	2,788	5,555
永治地区	553	772	723	1,495
中央駅地区	12,734	16,600	17,022	33,622
牧の原地区	4,046	5,635	5,812	11,447
船穂地区	1,577	2,228	2,249	4,477
小林地区	2,947	3,780	3,761	7,541
印旛地区	3,868	4,552	4,432	8,984
NT(印旛)地区	1,653	2,470	2,432	4,902
本埜地区	1,337	1,839	1,860	3,699
NT(本埜)地区	1,691	2,597	2,568	5,165
合計	35,629	46,639	47,083	93,722

注：平成 27 年 1 月 1 日現在

(3) 市の道路網・鉄道網



3 関係機関一覧表
 (1) 一部事務組合

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
印西地区消防組合	消防本部警防課	電話番号 0476-46-9964 ファックス 0476-46-9914 防災電話 626-724
	牧の原消防署 通信係	電話番号 0476-46-9981 ファックス 0476-46-9986 防災電話 626-721 防災FAX 626-722
	印西消防署	電話番号 0476-42-0119 ファックス 0476-42-3293
	本埜消防署	電話番号 0476-97-0119 ファックス 0476-97-1299
	印西西消防署	電話番号 0476-47-0119 ファックス 0476-46-4441
	牧の原消防署	電話番号 0476-46-9992 ファックス 0476-46-9979
	印旛消防署	電話番号 0476-99-0119 ファックス 0476-99-0199
印西地区環境整備 事業組合	庶務課	電話番号 0476-46-2731 ファックス 0476-47-1765
	印西斎場	電話番号 0476-42-1700 ファックス 0476-42-6006
	印西クリーンセンター	電話番号 0476-46-2732 ・ 2733
印西地区衛生組合	事務局	電話番号 0476-95-0252 ファックス 0476-95-7968
長門川水道企業団		電話番号 0476-33-7718 ファックス 0476-80-0760 防災電話 329-731、733 防災FAX 329-732
印旛利根川水防事務組合	事務局	電話番号 0476-95-8983 ファックス 0476-95-7630
印旛郡市広域市町村 圏事務組合		電話番号 043-485-0397 ファックス 043-486-5116

(2) 県

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
千 葉 県 庁	防災危機管理部 危機管理課	勤務時間内 電話番号 043-223-2174 ファックス 043-222-5208 防災電話 500-7361 (地上系) 012-500-7361(衛星系) 防災FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298(衛星系)
		勤務時間外 電話番号 043-223-2178 ファックス 043-222-5219 防災電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225(衛星系) 防災FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110(衛星系)
		対策本部設置後 電話番号 043-223-3380 ファックス 043-222-0100 防災電話 500-7311 (地上系) 012-500-7311(衛星系) 防災FAX 500-7630 012-500-7630(衛星系)
		県土整備部河川環境課 (千葉県水防本部県庁)
環境生活部 資源循環推進課	電話番号 043-223-2758 ファックス 043-221-3970 防災電話 500-7264	
印旛地域振興事務所	地域振興課	電話番号 043-483-1111 ファックス 043-483-2450 防災電話 503-721・723 012-503-721 723(衛星系) 防災FAX 503-722 012-503-722 (衛星系)
印旛土木事務所	維持課	電話番号 043-483-1146 ファックス 043-485-3759 防災電話 503-731 503-733 防災FAX 503-732
印旛健康福祉センター	総務企画課	電話番号 043-483-1133 ファックス 043-486-2777 防災電話 503-741・743 防災FAX 503-742

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
印 旛 農 業 事 務 所	指 導 管 理 課	電話番号 043-483-1131 ファックス 043-486-4516 防災電話 503-751 防災FAX 503-752
水道局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	工務課 対策本部設置後 料金課	勤務時間内 電話番号 0476-46-3514 ファックス 0476-46-3510 勤務時間外 電話番号 0476-46-3513
千葉企業庁地域整備部 ニュータウン・内陸建設事務所	総務課	電話番号 0476-29-5303 ファックス 0476-80-3411
印 西 警 察 署	警備課	電話番号 0476-42-0110 ファックス 0476-42-8341
	木下駅前交番	電話番号 0476-42-1200
	小林交番	電話番号 0476-97-0136
	中央駅前交番	電話番号 0476-46-4671
	牧の原交番	電話番号 0476-47-0603
	浦部駐在所	電話番号 0476-42-4511
	船尾駐在所	電話番号 0476-46-0003
	岩戸駐在所	電話番号 0476-99-0024
	日本医大駅前駐在所	電話番号 0476-98-0040
本埜駐在所	電話番号 0476-97-0127	

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
関 東 管 区 警 察 局 千 葉 県 情 報 通 信 部	機動通信課	電話番号 043-201-0110
関 東 総 合 通 信 局	総務部総務課	電話番号 03-6238-1600
関 東 財 務 局 千 葉 財 務 事 務 所	総務課	電話番号 043-251-7212
関 東 信 越 厚 生 局	総務課	電話番号 048-740-0711
千 葉 労 働 局	健康安全課	電話番号 043-221-4312
関 東 農 政 局 千 葉 地 域 セ ン タ ー	食品産業チーム 農政推進グループ	電話番号 043-251-8307 電話番号 043-251-8307 ファックス 043-252-5261 防災電話 656-721 防災FAX 656-722
関 東 森 林 管 理 局 千 葉 森 林 管 理 事 務 所	調整官（総務担当）	電話番号 043-242-4656
関 東 経 済 産 業 局	総務企画部総務課	電話番号 048-600-0213
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	管理課	電話番号 048-600-0433
関 東 運 輸 局 千 葉 運 輸 支 局	総務企画部門	電話番号 043-242-7336
関 東 地 方 整 備 局 利 根 川 下 流 河 川 事 務 所	管理課 防災対策課 安食出張所	電話番号 0478-52-6368 電話番号 0478-52-6365 ファックス 0478-52-9726 電話番号 0476-95-0042 ファックス 0476-95-8539
関 東 地 方 整 備 局 千 葉 国 道 事 務 所	防災情報課	電話番号 043-285-0343 ファックス 043-287-7895
東 京 管 区 気 象 台 (銚 子 地 方 気 象 台)	防災管理官 観測予報管理官	電話番号 0479-23-7705 電話番号 0479-22-0074 ファックス 0479-23-4460 防災電話 178-721・723・725 防災FAX 178-722・724

(4) 自衛隊

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊 習 志 野 駐 屯 地 (第 1 空 挺 団)	第 1 普通科大隊 第 3 係	電話番号 047-466-2141 内線 593 ファックス 047-466-2141 内線 522
	第 1 空挺団 第 3 科 (防衛班)	電話番号 047-466-2141 内線 236 ファックス 047-466-2141 内線 228 防災電話 632-721 防災FAX 632-722
	第 1 空挺団 第 2 科	防災電話 632-723 防災FAX 632-724
	当直室	防災電話 632-725

(5) 原子力規制委員会

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
原子力規制委員会		電話番号 03-3581-3352

(6) 指定公共機関

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
日 本 放 送 協 会 千 葉 放 送 局	企画総務	電話番号 043-203-1001 ファックス 043-203-0100
日 本 通 運 株 式 会 社 千 葉 支 店	総務課	電話番号 043-226-7600
東日本旅客鉄道株式会社 千 葉 支 社	総務部安全企画室	電話番号 043-225-9136
	指令室	電話番号 043-225-9857 ファックス 043-225-4886 防災電話 640-721 防災FAX 640-722
	木下駅	電話番号 0476-42-2983 (FAX兼)
	小林駅	電話番号 0476-97-0131 (FAX兼)
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社	営業統括部	電話番号 03-5367-7396
東日本電信電話株式会社	千葉災害対策室	電話番号 043-211-8652 ファックス 043-213-6065 防災電話 500-9721 防災FAX 500-9722
株式会社エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ千葉支店	サービス推進部	電話番号 043-301-0500
K D D I 株 式 会 社	運用品質管理部	電話番号 03-3347-6633
	千倉海底線中継センター	電話番号 0470-44-4000
東 京 電 力 株 式 会 社 千 葉 支 店	総務部総務グループ	電話番号 043-224-3111 ファックス 043-221-5811 防災電話 500-9641 防災FAX 500-9642
	成田支社	勤務時間内 電話番号 0476-55-5000 ファックス 0476-22-8210 勤務時間外 電話番号 0476-55-5000 (当直) ファックス 0476-22-8210
	千葉カスタマーセンター	電話番号 0120-99-5556
東 京 ガ ス 株 式 会 社 千 葉 支 店 (東部ガスライト24)	総務広報グループ	電話番号 043-246-7705
	指令室	電話番号 043-225-0024 ファックス 043-225-1182 防災電話 648-721・723 防災FAX 648-722

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
日本郵政グループ 印西郵便局 (日本郵便株式会社)		電話番号 0476-47-2361 ファックス 0476-47-2365
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	電話番号 043-241-7531 ファックス 043-248-6812 防災電話 500-9651 防災FAX 500-9652

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
千葉テレビ放送株式会社	報道局報道部	電話番号 043-233-6681 ファックス 043-231-4999 防災電話 500-9703
株式会社ニッポン放送	編成局編成部	電話番号 03-3287-1111
株式会社ベイエフエム	総務部	電話番号 043-227-7878
	技術部	電話番号 043-297-7847 ファックス 043-351-7862 防災電話 500-9711 防災FAX 500-9712
北総鉄道株式会社	運輸部部付	電話番号 047-445-7161 ファックス 047-443-5404
	千葉ニュータウン中央駅	電話番号 0476-46-3711 (FAX兼)
	印西牧の原駅	電話番号 0476-45-8188 (FAX兼)
	印旛日本医大駅	電話番号 0476-98-0587
京成電鉄株式会社	広報担当	電話番号 047-712-7220
成田高速鉄道アクセス株式会社	総務部総務課	電話番号 047-410-0036 ファックス 047-435-9036
社団法人千葉県バス協会	事務局	電話番号 043-246-8151 ファックス 043-241-0548 防災電話 654-731 防災FAX 654-732
社団法人千葉県トラック協会	事務局	電話番号 043-247-1131 ファックス 043-246-7372 防災電話 654-721 防災FAX 654-722
社団法人千葉県エルピーガス協会	事務局	電話番号 043-246-1725 ファックス 043-243-6781
社団法人千葉県医師会	事務局	電話番号 043-242-4271 ファックス 043-246-3142 防災電話 500-9661 防災FAX 500-9662
社団法人千葉県歯科医師会	事務局	電話番号 043-241-6471 ファックス 043-248-2977 防災電話 658-721 防災FAX 658-722
社団法人千葉県薬剤師会	事務局	電話番号 043-242-3801 ファックス 043-248-0646 防災電話 500-9666 防災FAX 500-9667

(8) その他の機関

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
株 式 会 社 千 葉 ニュータウンセンター	総務部	電話番号 0476-46-5811 ファックス 0476-46-5814
株 式 会 社 広域高速ネット二九六	通信技術センター	電話番号 043-497-0296
か も め ガ ス 株 式 会 社	保安センター	電話番号 047-434-4430
成 田 赤 十 字 病 院	医療社会事業部	電話番号 0476-22-2311 内線 7502 ファックス 0476-22-1311 防災電話 687-721 防災FAX 687-722
	警備室	防災電話 687-723
日 本 医 科 大 学 千 葉 北 総 病 院	庶務課	電話番号 0476-99-1801 ファックス 0476-99-1911 防災電話 695-721 防災FAX 695-722
	防災センター	防災電話 695-723
社 団 法 人 印 旛 市 郡 医 師 会		電話番号 0476-27-0168 ファックス 0476-27-0169
社 団 法 人 印 旛 郡 市 歯 科 医 師 会	事務局	電話番号 0476-27-1894 ファックス 0476-27-1896
一 般 社 団 法 人 印 旛 郡 市 薬 剤 師 会	事務局	電話番号 043-483-5810 ファックス 043-483-6030
社 団 法 人 千 葉 県 接 骨 師 会	事務局	電話番号 043-265-0356 ファックス 043-265-0366

(9) 近接市町

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号
柏 市	防災安全課	電話番号 04-7167-1115 ファックス 04-7163-2188 防災電話 217-721 防災FAX 217-722
八 千 代 市	総合防災課	電話番号 047-483-1151 ファックス 047-483-1094 防災電話 221-721 防災FAX 221-722
我 孫 子 市	市民安全室	電話番号 04-7185-1111 ファックス 04-7185-5777 防災電話 222-721 防災FAX 222-722
白 井 市	市民安全課	電話番号 047-492-1111 ファックス 047-491-3510 防災電話 232-721 防災FAX 232-722
佐 倉 市	防災防犯課	電話番号 043-484-6131 ファックス 043-486-2502 防災電話 212-721 防災FAX 212-722
成 田 市	危機管理課	電話番号 0476-20-1523 ファックス 0476-20-1687 防災電話 211-721 防災FAX 211-722
酒 々 井 町	総務課	電話番号 043-496-1171 ファックス 043-496-4541 防災電話 322-721 防災FAX 322-722
栄 町	消防防災課 (栄町消防本部内)	電話番号 0476-95-8980 ファックス 0476-95-7630 防災電話 629-721 防災FAX 629-722

4 国民保護法に基づく印西市の避難施設

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	木下小学校	木下 1502 番地	42-2607
2	小林小学校	小林 2448 番地 2	42-4311
3	大森小学校	大森 3350 番地	42-2089
4	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023
5	永治小学校	浦部 557 番地	42-2347
6	木刈小学校	木刈二丁目 6 番地	46-1755
7	内野小学校	内野一丁目 1 番地	46-1781
8	原山小学校	原山三丁目 4 番地	46-1701
9	小林北小学校	小林北五丁目 1 番地 5	97-1100
10	小倉台小学校	小倉台二丁目 3 番地	46-5711
11	高花小学校	高花二丁目 4 番地	46-6211
12	西の原小学校	西の原二丁目 7 番地	45-0150
13	原小学校	原三丁目 5 番地	45-8611
14	印西中学校	大森 2244 番地	42-3151
15	船穂中学校	高花一丁目 3 番地	46-0021
16	木刈中学校	木刈二丁目 1 番地	46-1751
17	小林中学校	小林大門下一丁目 4 番地 1	97-3100

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号
18	原山中学校	原山一丁目2番地	46-6911
19	西の原中学校	西の原一丁目3番地	45-0160
20	そうふけふれあいの里	草深924番地	47-4700
21	平岡自然公園	平岡1554番地	42-1008
22	六合小学校	瀬戸1580番地	98-0006
23	宗像小学校	岩戸1680番地	99-0007
24	平賀小学校	平賀1161番地2	98-1151
25	いには野小学校	若萩三丁目9番地	98-2080
26	印旛中学校	舞姫二丁目1番地1	98-0711
27	本埜第一小学校	中根1281番地2	97-0035
28	本埜第二小学校	笠神1745番地	97-0036
29	滝野小学校	滝野五丁目1番地	97-1977
30	本埜中学校	笠神250番地	97-0009
31	滝野中学校	滝野五丁目2番地	97-1988

5 様式

(1) 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

年 月 日 時 分

〇〇市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市区町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

市区町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 安否情報省令様式第1号 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日 本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷(疾病)の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

(3) 安否情報省令様式第2号 安否情報収集様式(死亡住民)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日 本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	負 傷 非該当
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(4) 安否情報省令様式第3号 安否情報報告書

安否情報報告書

報告日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

市町村名： _____ 担当者名 _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(5) 安否情報省令様式第4号 安否情報照会書

安否情報照会書

年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	
申請者 住所(居所) 氏名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための情報
※申請者の確認	
※備 考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

(6) 安否情報省令様式第5号 安否情報回答書

安否情報回答書

年 月 日 殿 印西市長 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

6 避難実施要領例

(1) 印西市域内避難

(1/4)

避難実施要領（案）			
			印西市長
			月 日 時現在
印西市域内避難			
1 千葉県からの避難の指示の内容			
印西市〇〇で発見された爆破物を中心に半径 100mに係る住民の避難及び〇〇から屋外待避を行った住民を含む会場周辺に滞留する住民の避難			
2 事態の状況、関係機関の措置			
発生日時	月 日() 時 分		
発生場所	印西市〇〇の複合商業施設の駐車場		
事案の概要と被害状況	別記		
今後の予測と措置	爆発の危険性があるため周辺住民の避難を実施する。 会場周辺に滞留する来場者等の住民も併せて避難を行う。		
気象状況	天候: 気温 度 風向き: 風速:		
2-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域	印西市〇〇		
避難先と避難誘導の方針	避難場所(屋外)へ避難後、屋内避難		
避難完了予定日時	月 日() 時 分		
2-3 関係機関の措置等			
措置の概要	警 察:警戒区域に基づき交通規制を実施 渋滞の場合は、警察車両により移送バスを円滑に先導 鉄道事業者:通常運転 バス事業者:〇〇付近の運行停止		
連絡調整先	—		
3 事態等の特性で留意すべき事項			
事態の特性	爆破物テロ		
地域の特性	大規模集客施設		
時期による特性	避難実施時は下校時刻と重なるため学校等からの児童の避難を検討する必要がある。		
4 避難者数			
地区名	印西市〇〇		
避難者数(計)	約400名		
うち要援護者	10名		
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	印西市〇〇		
避難施設名	〇〇小学校		
所在地	印西市〇〇		

収容可能人数	約500名		
連絡先			
連絡担当者			
その他留意事項	—		
5-2-1 一時集合場所			
一時集合場所名	—		
所在地	—		
連絡先	—		
連絡担当者	—		
その他留意事項	—		
6 避難手段			
避難手段	徒歩およびバス		
避難手段の詳細	徒歩により各自移動		
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な者に対しては印西市災害時等要援護者避難支援計画に基づき、避難支援者により避難支援を行う。	
7 避難経路			
避難に使用する経路	主要な避難道路は〇〇、〇〇とする。 詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	印西警察署	
	規制にあたる人数	30名	
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者の確認	印西警察署	
	警備にあたる人数	15名	
	警備場所	交通規制を行った付近で警備を行う。	
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法			
8-1 避難方法			
地区	印西市〇〇		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	
	輸送手段	—	
	避難経路	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他(誘導責任者)	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	—	
	避難方法	徒歩	
	避難経路	市道〇〇号線、市道〇〇号線を使用する。	
	避難先	〇〇小学校	
	避難完了予定日時	日 時 分	
	その他(誘導責任者)	—	

要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	—
	要援護者への支援事項	要援護者個々に応じた対応を実施する。 歩行困難者については、印西市〇〇付近において市で手配したバスに乗車し、乗車の際は、要援護者の支援者が援助を行う。
	輸送手段	バス
	避難経路	市道〇〇号線、市道〇〇号線を使用する。
	避難先	〇〇小学校
	集合場所への集合完了予定日時	日 時 分
	その他(誘導責任者)	—
8-2 職員の配置方法		
配置場所	主要な交差点、要援護者待機場所および一時集合場所	
人数	4か所の交差点×3名=12名、近隣の複合商業施設=4名 要援護者移動支援者(バス誘導員)=3名 合計19名	
現地調整所	—	
8-3 残留者の確認		
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。		
確認者	各複合商業行施設の従業員および市職員	
場所	各複合商業行施設施設内	
方法	館内放送および呼びかけ	
措置	残留者に対し、避難するよう求める。	
終了予定日時	日 時 分	
その他	〇〇地区の住民には自宅避難をするよう求める。	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	— (避難時には提供せず、避難施設にて提供)	
食事場所	—	
提供する食事の種類	—	
実施担当部署	—	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難誘導員による伝達、防災行政無線		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
9-1 住民避難実施概要		
印西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。		
(1) 印西市〇〇の歩行可能な者は、印西市〇〇にある〇〇小学校を避難場所として時 分に移動を開始し、時 分を集合時間の目途とする。 〇〇地区の住人には、自宅避難をするよう求めるが、自主避難する住人は〇〇小学校へ誘導する。また、避難が長期化した場合には、〇〇小学校体育館の使用を検討する。		

<p>(2) 要援護者は、支援者の移動援助を受け、時分に避難を開始し、時分を目標として印西市〇〇にある〇〇小学校に集合する。以降は(1)に同じ。</p>	
<p>(3) 避難対象地域の特性上、避難が終わったのちは、大半の住民が各自交通機関を利用して帰宅することとなる。</p>	
避難経路及び避難手段	<p>(ア) 印西市〇〇(複合商業施設)の歩行可能な者は、徒歩で印西市〇〇にある〇〇小学校に時分を集合時間の目途として避難する。避難する際は、複合商業施設の駐車場南側出口より敷地を出て、市道〇〇号を経由する。</p>
	<p>(イ) 印西市〇〇の要援護者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス(1台)に乗車し、〇〇小学校に時分を目標として集合する。</p>
<h3>9-2 避難住民の誘導の実施方法</h3>	
<p>(1) 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への周知要員 ・ 施設内残留者への呼びかけ要員 ・ 避難誘導要員 ・ 市対策本部要員 ・ 現地連絡要員 ・ 避難施設運営要員 ・ 要援護者の支援者 	
<p>(2) 誘導に際しての職員における留意事項</p> <p>職員は腕章の着用や防災活動服の着用等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</p>	
<p>(3) 要援護者に対する避難誘導</p> <p>誘導に当たっては、傷病者、要援護者、幼児等を優先的に避難させる。</p>	
<h3>9-3 事態の特性</h3> <p>(1) 印西市〇〇の複合商業施設の避難対象となる者は、大多数が当施設の従業員および利用客であることから、〇〇小学校に避難した後は、多くの避難者が〇〇駅から鉄道等の各種交通機関を利用して帰宅することが想定される。</p>	
<h3>10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項(職員)</h3>	
<p>(1) 携行品は、避難誘導に用いるハンドメガホン、移動系防災行政無線(トランシーバー型)等、各自の役割が必要となるものだけとし、身軽に動けるようにする。</p>	
<p>(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。</p>	
<p>(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。</p>	
<h3>11 緊急時の連絡先</h3>	
印西市対策本部	<p>電話： 0476-42-5111</p> <p>FAX： 0476-42-5800</p>

避難実施要領（案）			
			印西市長
			月 日 時現在
印西市域外避難			
1 千葉県からの避難の指示の内容			
印西市〇〇で発見された爆破物を中心に半径 100mに係る住民の避難及び〇〇から屋外待避を行った住民を含む会場周辺に滞留する住民の避難			
2 事態の状況、関係機関の措置			
発生日時	月 日() 時 分		
発生場所	印西市〇〇の複合商業施設の駐車場		
事案の概要と被害状況	別記		
今後の予測と措置	爆発の危険性があるため周辺住民の避難を実施する。 会場周辺に滞留する来場者等の住民も併せて避難を行う。		
気象状況	天候： 気温 度 風向き： 風速：		
2-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域	印西市〇〇		
避難先と避難誘導の方針	避難場所(屋外)へ避難後、屋内避難		
避難完了予定日時	月 日() 時 分		
2-3 関係機関の措置等			
措置の概要	警 察：警戒区域に基づき交通規制を実施 渋滞の場合は、警察車両により移送バスを円滑に先導 鉄道事業者：通常運転 バス事業者：〇〇付近の運行停止		
連絡調整先	—		
3 事態等の特性で留意すべき事項			
事態の特性	爆破物テロ		
地域の特性	大規模集客施設		
時期による特性	避難実施時は下校時刻と重なるため学校等からの児童の避難を検討する必要がある。		
4 避難者数			
地区名	印西市〇〇		
避難者数(計)	約400名		
うち要援護者	10名		
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	印西市〇〇		
避難施設名	〇〇小学校		

所在地	印西市〇〇		
収容可能人数	約500名		
連絡先			
連絡担当者			
その他留意事項	—		
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名	—		
所在地	—		
連絡先	—		
連絡担当者	—		
その他留意事項	—		
6 避難手段			
避難手段	徒歩およびバス		
避難手段の詳細	徒歩により各自移動		
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な者に対しては印西市災害時等要援護者避難支援計画に基づき、避難支援者により避難支援を行う。	
7 避難経路			
避難に使用する経路	主要な避難道路は〇〇、〇〇とする。 詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	印西警察署	
	規制にあたる人数	30名	
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者の確認	印西警察署	
	警備にあたる人数	15名	
	警備場所	交通規制を行った付近で警備を行う。	
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法			
8-1 避難方法			
地区	印西市〇〇		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	
	輸送手段	—	
	避難経路	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他(誘導責任者)	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	—	
	避難方法	徒歩	
	避難経路	市道〇〇号線、市道〇〇号線を使用する。	
	避難先	〇〇小学校	
	避難完了予定日時	日 時 分	
その他(誘導責任者)	—		

要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	—
	要援護者への支援事項	要援護者(災害時要援護者)個々に応じた対応を実施する。歩行困難者については、印西市〇〇付近において市で手配したバスに乘車し、乗車の際は、要援護者の支援者が援助を行う。
	輸送手段	バス
	避難経路	市道〇〇号線、市道〇〇号線を使用する。
	避難先	〇〇小学校
	集合場所への集合完了予定日時	日 時 分
	その他(誘導責任者)	—
8-2 職員の配置方法		
配置場所	主要な交差点、要援護者待機場所および一時集合場所	
人数	4か所の交差点×3名=12名、近隣の複合商業施設=4名 要援護者移動支援者(バス誘導員)=3名 合計19名	
現地調整所	—	
8-3 残留者の確認		
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。		
確認者	各複合商業行施設の従業員および市職員	
場所	各複合商業行施設施設内	
方法	館内放送および呼びかけ	
措置	残留者に対し、避難するよう求める。	
終了予定日時	日 時 分	
その他	〇〇地区の住民には自宅避難をするよう求める。	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	— (避難時には提供せず、避難施設にて提供)	
食事場所	—	
提供する食事の種類	—	
実施担当部署	—	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難誘導員による伝達、防災行政無線		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
9-1 住民避難実施概要		
印西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。		
<p>(1) 印西市〇〇の歩行可能な者は、印西市〇〇にある〇〇小学校を避難場所として 時 分に移動を開始し、 時 分を集合時間の目途とする。 〇〇地区の住人には、自宅避難をするよう求めるが、自主避難する住人は〇〇小学校へ誘導する。また、避難が長期化した場合には、〇〇小学校体育館の使用を検討する。</p>		
<p>(2) 要援護者は、支援者の移動援助をうけ、 時 分に避難を開始し、 時 分を目標として印西市〇〇にある〇〇小学校に集合する。 以降は(1)に同じ。</p>		

(3) 避難対象地域の特性上、避難が終わったのちは、大半の住民が各自交通機関を利用して帰宅することとなる。	
避難経路及び避難手段	(ア) 印西市〇〇（複合商業施設）の歩行可能な者は、徒歩で印西市〇〇にある〇〇小学校に 時 分を集合時間の目途として避難する。避難する際は、複合商業施設の駐車場南側出口より敷地を出て、市道〇〇号を経由する。
	(イ) 印西市〇〇の要援護者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（1台）に乗車し、〇〇小学校に 時 分を目標として集合する。
9-2 避難住民の誘導の実施方法	
(1) 職員の役割分担	
<p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への周知要員 ・ 施設内残留者への呼びかけ要員 ・ 避難誘導要員 ・ 市対策本部要員 ・ 現地連絡要員 ・ 避難施設運営要員 ・ 要援護者援助要員 	
(2) 誘導に際しての職員における留意事項	
職員は腕章の着用や防災活動服の着用等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
(3) 要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者）に対する避難誘導	
誘導に当たっては、傷病者、要援護者、幼児等を優先的に避難させる。	
9-3 事態の特性	
(1) 印西市〇〇の複合商業施設の避難対象となる者は、大多数が当施設の従業員および利用客であることから、〇〇小学校に避難した後は、多くの避難者が〇〇駅から鉄道等の各種交通機関を利用して帰宅することが想定される。	
10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項（職員）	
(1) 携行品は、避難誘導に用いるハンドメガホン、移動系防災行政無線（トランシーバー型）等、各自の役割で必要となるものだけとし、身軽に動けるようにする。	
(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。	
(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。	
11 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111 FAX： 0476-42-5800

避難実施要領（案）	
印西市長	
月 日 時現在	
屋内避難	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
弾道ミサイルの発射が差し迫っていることによる市内住民の屋内避難	
2 事態の状況、関係機関の措置	
発生日時	月 日() 時 分
発生場所	印西市全域
実行の主体	印西市
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの着弾
今後の予測と措置	市の区域が着弾予測地域に含まれるため、防災行政無線のサイレンを大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させる。また、防災行政無線等により、住民に近傍の屋内に避難し、外気からできるだけ遮断される状態となるように周知する。
気象状況	天候： 気温 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市全域
避難先と避難誘導の方針	屋内避難
避難開始日時	月 日() 時 分
避難完了予定日時	月 日() 時 分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：着弾後は着弾地点付近に一般住民が近づかないよう交通規制を実施 鉄道事業者：着弾により運行に支障が生じなければ通常運転 バス事業者：〇〇付近の運行停止
連絡調整先	—
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	弾道ミサイルの着弾
地域の特性	
時期による特性	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
	屋内にいる場合
	ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。防災行政無線、テレビ、ラジオからの情報収集に努める。
	屋内にいない場合
	できるかぎり近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。

5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、防災メール、ツイッター、広報車、ケーブルテレビ等
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による
6 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111 FAX： 0476-42-5800

避難実施要領（案）		
印西市長		
月 日 時現在		
最小限様式		
1 警報の内容		
（事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項）		
2 避難の指示		
（要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等）		
3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）		
要避難地域		
要避難者数		
内要援護者数		
避難先地域		
集合時間・場所	月 日（ ） 時 分	
避難経路		
避難手段		
避難開始日時	月 日（ ） 時 分	
4 避難の実施に際し必要な事項（法第61条第2項第3号）		
避難施設	名称	
	所在地	
	連絡先	
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）		
職員の配置場所・人数		
職員間の連絡方法		
要援護者の避難誘導方針		
残留者の確認方法		
6 緊急時の連絡先		
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111 FAX： 0476-42-5800	